

経済学は役立つ！吉永實先生の思い出

脇本利紀 教授

(租税法)

吉永實著「[所得分析と成長理論](#)」(中央経済社、昭和41年)

標題の書籍は、租税法を担当している私の研究室にある数少ない経済学のテキストの1冊です。少し前置きが長くなりますが、お許してください。

1980年4月、法学部に進学した私は、法曹の世界に挑戦するほどの気概もなく、景気は必ずしも良くないので、とりあえず公務員試験の勉強を始めておこうかという程度の認識でした。

当時、公務員試験のための予備校はなく、問題集が市販されているぐらいで、公務員を目指す学生は大学の授業などで使用するテキストを用い独学で勉強をする時代でした。公務員試験の受験科目を調べてみると経済学のウェートが大きいことがわかり、1年生の時に教養課程の「経済学」を履修するも「限界効用」のところで早々に挫折。経済学は難解との苦手意識を持ってしまいました。これは困ったと思っていたところ、同じく公務員を目指している友人のK君が経済原論担当のすごい先生がいると教えてくれました。ところが私の所属していた学科では履修することができず、授業時間と教室番号をK君から聞き、2年生の時に聴講することにしたのが吉永實先生の「経済原論」の講義でした(ちなみにK君も公務員試験に合格し、某県庁で活躍されました)。本書はこの講義の参考書として指定されていたものだと記憶しています。

さて、吉永先生は、当時、成蹊大学教授で、私の大学には非常勤講師として教えに来られていました。講義は400人ほどが収容できる階段教室で行われていて、毎回、かなりの学生が出席している人気のあるもので、私は聴講ということもあり最後列で授業を聞いていました。先生の授業は通期でミクロ・マクロの基礎を習得できるようきっちりとしたシラバスに基づき、毎回、①講義のポイントの紹介、②板書によりグラフを使った説明、③参考書を使った数式等による補足、④当該理論が実務でどのように使われているのかの説明、という体系的な構成で、かなりの集中力を要する、まったく無駄のない講義内容でした。また、法学部生なのでこの程度の理解で良いといった妥協は一切感じられないものでしたので、毎回、三色ボールペンと定規を駆使しながらひたすらノートを取っていました。このノートも今なお保管しており、消費者行動の理論から始まって、生産者行動の理論、市場均衡、国民所得分析、IS-LM分析、流動性のわな、金融政策・財政政策の有効性、産業連関、開放体系、成長理論などのグラフや先生のコメントなどが乱雑な文字で記載されています。

講義での先生のお話で特に記憶に残っているのは、私たち法学部の学生が経済学を学ぶ

意義についてです。「君たちが会社に入ってもすぐに経済学を使うことはないでしょう。しかし10年くらいたって経営の企画に携わることになると、経済分析に関する記事などを正確に理解できることが必要になります。その時にはこの講義で学んだことを思い出してください。」といった話でした。私は卒業後、国税庁職員になりましたので法執行が中心で経済学とは縁遠い仕事でしたが、10数年後に大蔵省（当時）に出向を命じられ、2年間、世界経済の指標や論調などを整理し幹部にブリーフィングする担当となりました。法学部出身で、しかも留学経験のない私には青天の霹靂というべき人事異動でしたので、吉永先生の講義の際に書き取ったノートを参照しながら大急ぎで経済学の勉強をしました。しかしながら在任中を振り返っても「頼りない課長補佐」であったと思わざるを得ませんが、なんとかこの種の経済論議についていけたのは、経済学を理解するための「基礎的な文法」を学んでいたからだということに気がきました。吉永先生の講義は、私にとっては「経済理論の学び方を学ぶ講義」だったのかもしれませんが。同時に、私のように一社会人として身近な経済事象をそれなりに理解して評価するという意味においても有用であったと確信しています。

私は吉永先生の講義を聞いたというだけで、直接お話をしたこともありません。しかし私自身が教壇に立ち、吉永先生と同じ立場になってみて考えることは、学生の皆さんには10年後も通用するような汎用的な租税法の基礎知識を習得してほしいということです。主として経済学を学ぶ皆さんにとって法学系科目である租税法は法解釈や判例の理解が求められますので、総じてハードルは高いかもしれませんが、私生活においても実社会においても租税を避けて通ることはできません。条文の解釈や判例の読み方などは法律が改正されても通用する知識でありスキルですので、どのようにすれば効率的・効果的に学生の皆さんに伝えていくことができるか日々格闘しています。

お恥ずかしながら吉永先生の「所得分析と成長理論」の内容について私は今もって理解できているとは言い難いですが、この本と当時のノートを見るたびに大学2年生だった頃の自分自身を思い出します。そして、毎回、私自身の講義が終わるたびに、「今日の講義はあの日の吉永先生のように学生に感銘を与えることができたのだろうか」と反省しないことはありません。

筆者自己紹介

脇本 利紀（わきもと としき）

1984年から2020年まで国税庁等で勤務し、2020年9月より本学部で租税法を担当しています。国税庁等に在任中は様々な個別事案にも接する機会もあり、税についてはいろいろ考える機会が多かったと思います。皆さんには租税法の基礎をしっかりと習得していただき、将来、適正な申告・納税を行ってほしいと思います。